

隠岐の島町総合保健福祉計画

平成 28 年度～平成 37 年度



目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の推進に向けて	3

第2章 計画の考え方

1. 基本理念	4
2. 地域をとりまく現状	5
3. 各分野における計画の目標	8

第3章 計画の内容

1. 地域医療の充実	22
2. 健康づくりの推進	24
3. 食育の推進	27
4. 高齢者福祉の充実	29
5. 障がい者福祉の充実	33
6. 低所得者・生活困窮者への支援	36
7. 地域福祉の充実	37
8. 子育て支援の充実	41
9. 隠岐の島町総合保健福祉計画 体系図	46

◆ 資料編

* 隠岐の島町総合保健福祉計画検討委員会設置要綱	47
* 隠岐の島町総合保健福祉計画検討委員会委員名簿	49

1. 計画策定の趣旨

本町では、住み慣れた地域で町民一人ひとりが、地域の一員としての繋がりを持ちながら、思いやりを持ってともに支えあい、助けあい、個人の尊厳を尊重したその人らしい生活を送れる地域社会をつくるため、平成 20 年 7 月に「隠岐の島町地域福祉計画」を策定し、総合的な福祉サービスの提供はもとより、安心して暮らせる環境づくりや町民が福祉活動や地域福祉のまちづくりに積極的に参加できる体制の整備に取り組んできました。

しかし、近年の地域社会において、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症や障がいのある方等、支援を必要とする方が増加しており、地震、津波、風水害等による大規模災害や悪質な犯罪等への体制整備が課題となっています。加えて少子高齢化、核家族化、都市化の進展、経済の低迷などの複雑な社会、経済状況を背景に、虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、ひきこもり等複雑な問題も顕在化しています。

これに対するために本町においては、行政サービスの仕組みやあり方の再構築が求められており、将来に向けて安心して暮らせるまちづくりを実現していくためには、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進といった行政の枠組みを超えた「施策の連携や総合化」が求められています。

また、本町の隠岐の島町総合振興計画の将来像に掲げる「まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち」を実現していくためには、官・民を超えた広域的な主体の参加・協働により、まちづくりを進めていくことも求められています。

このような視点に立ち、本町の保健福祉分野の基本的な考え方を明らかにし、町民主体の保健福祉を総合的、効果的、効率的に推進するため、「隠岐の島町総合保健福祉計画」(以下、本計画という)を策定します。

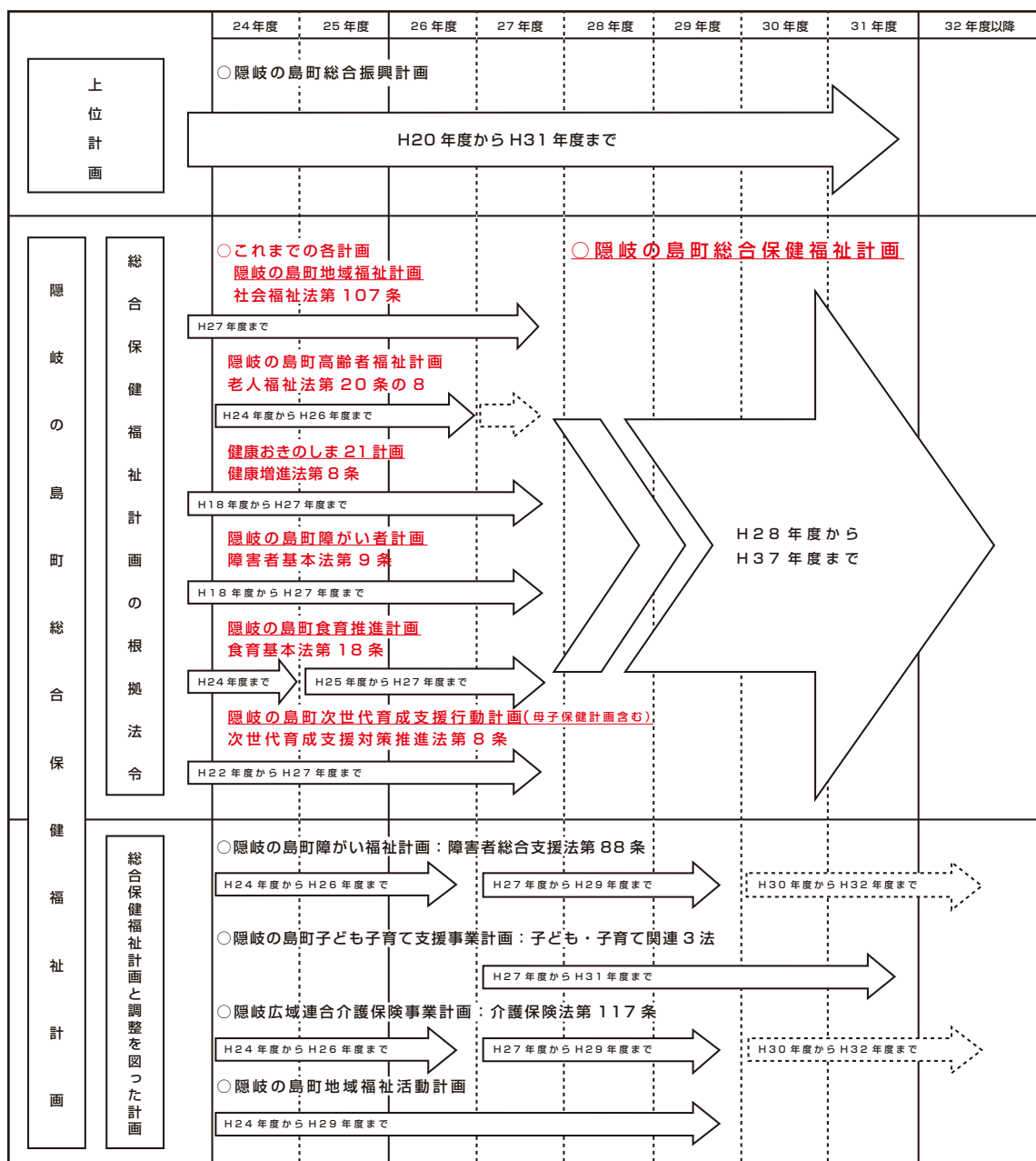
2. 計画の位置づけ

本計画は、「隠岐の島町総合振興計画」を上位計画として、保健・医療・福祉の課題解決を目的とした、①健康増進法に基づく保健にかかわる計画(健康おきのしま 21)、②社会福祉法に基づく福祉にかかわる計画(地域福祉計画)、③老人福祉法に基づく計画(高齢者福祉計画)、④障害者基本法に基づく計画(障がい者計画)、⑤食育基本法に基づく計画(食育推進計画)、⑥次世代育成支援対策推進法に基づく計画(次世代育成支援行動計画)を総合的・具体化計画として位置づけます。

また、障害者総合支援法に基づき策定する「障がい者福祉計画」、子ども・子育て関連3法に基づき策定する「子ども子育て支援事業計画」、介護保険法に基づき策定する「隠岐広域連合介護保険事業計画」、社会福祉協議会で策定された「地域福祉活動計画」との整合性を図り策定します。

3. 計画期間

本計画は平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とします。
構成と計画期間及び根拠法は以下のとおりです。なお、社会情勢の変化や制度改正等を踏まえ必要に応じて見直しを行います。



4. 計画の推進に向けて

◆計画推進に向けた行政支援の充実

本計画の推進にあたっては、保健福祉施策だけでなく、教育、生活、まちづくり等様々な分野の施策がかかわることから、庁内で調整・連携し、行政としての支援の充実に努めます。併せて町民の方や地域組織、団体、関係機関等の参画により様々な施策について取り組みを推進していくための調整、支援を行います。

◆計画の周知及び点検・見直し

本計画の推進にあたっては、町民の方や地域組織、団体、関係機関等が本計画の基本理念を共有し、主体的に取り組めるよう広報誌やホームページ等による情報発信を行い周知に努めます。また、必要に応じて町民の意向を把握しながら、本計画の点検・見直しを行います。

◆計画の推進に向けた体制

本計画は、上位計画である「隠岐の島町総合振興計画」と整合性を図り、さらに「隠岐の島町総合保健福祉計画検討委員会」において検討し策定しています。

今後は庁内の関係する部局や関係機関との連携により、本計画の管理・推進に努めます。

* 隠岐の島町総合保健福祉計画素案作成部会及び検討委員会日程

①総合保健福祉計画素案作成部会(計画策定部局職員 10 名による)

- ・第1回 7月24日(金) 開催
- ・第2回 9月28日(月) 開催
- ・第3回 10月14日(水) 開催
- ・第4回 10月29日(木) 開催
- ・第5回 11月 4日(水) 開催
- ・第6回 11月30日(月) 開催

②総合保健福祉計画検討委員会(計画検討委員 12 名による)

- ・第1回 2月 2日(火) 開催
- ・第2回 3月22日(火) 開催

3月2日(水)～3月15日(火) パブリックコメント募集期間

1. 基本理念

『支えあい（愛）、笑顔あふれる隠岐の島』

町民一人ひとりが充実した日々を過ごすためには、みんなで支えあう地域とならなければなりません。健康で暮らせるよう保健・医療・福祉サービスの連携を強化し、充実を図るとともに、安心して生活するための一体的なサービスの提供体制とみんなで支えあう地域ぐるみの体制づくりが不可欠となります。

住む人みんなが支えあい、笑顔の絶えないまちづくりを推進するために、誰もが安心して快適に暮らすことのできる環境づくりの構築に向け、これまでの地域福祉計画の基本理念を継承し、本町の「まちの将来像」である「まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち」の実現をめざし、基本理念を設定します。

さらに、基本理念の次の3つの基本目標を掲げ、達成に向けた各種施策を推進します。

— — — — — 基本目標 — — — — —

目標 1 みんなが健やかで心豊かに暮らせるまち

町内医療機関との更なる連携により、町民が安心して医療機関が利用できるよう、地域に根ざした医療体制の構築を図ります。また、町民一人ひとりが生涯にわたり健康的な生活習慣を身に付け、心身ともに健やかに暮らせるよう健康意識を高め、地域全体で健康づくりの気運を高めるまちづくりを推進します。

目標 2 心行き交い生涯いきいきとあんきに暮らせるまち

住み慣れた地域や家庭で自立した生活と社会参加を促進するため、支援体制や福祉サービスの充実を図ります。また、町民一人ひとりが、*ノーマライゼーションの理念を実現するため、障がいのある方や高齢者等がともに暮らせるまちづくりを推進します。

目標 3 笑顔で子育てできるふれあいのまち

子育てに関する不安を軽減し、笑顔で安心して子育てができるサービスの充実を図ります。また、女性だけでなく、家族・地域・関係機関が連携を図りながら子育てしやすい環境の整備を推進します。

ノーマライゼーション

・高齢者や障がいのある方を施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策

用語説明

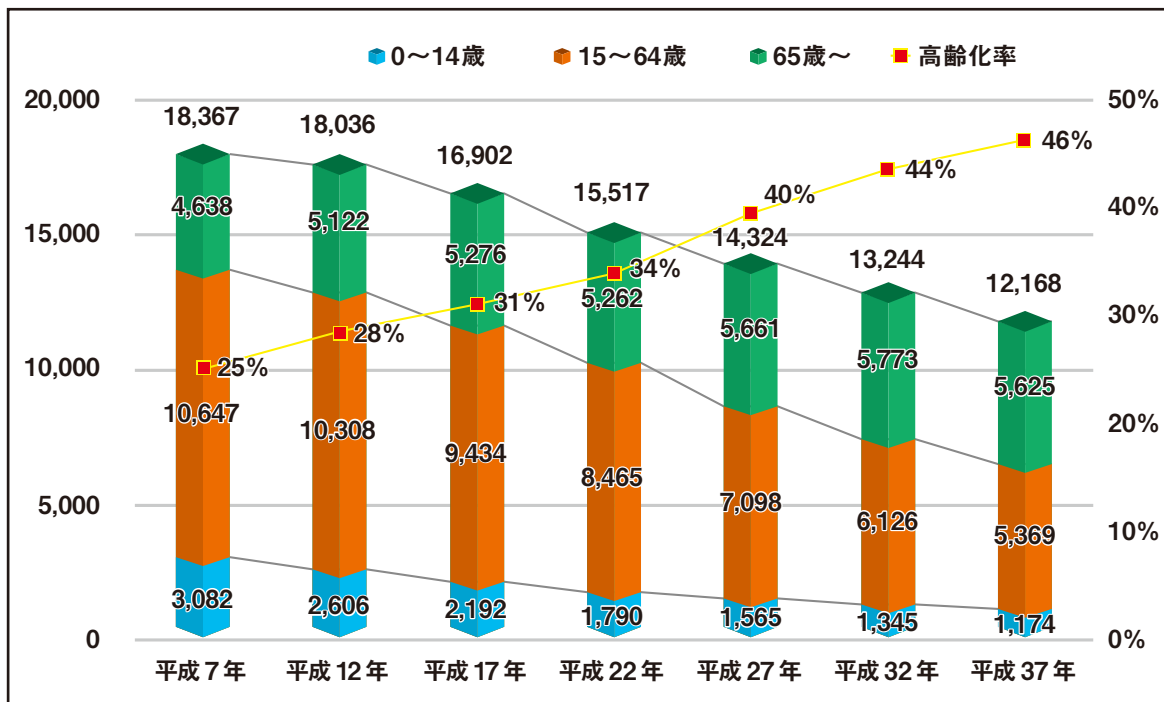
2. 地域をとりまく現状

(1) 隠岐の島町の人口の状況

1) 続く人口の減少

本町の人口は、合併時の平成 16 年には 17,613 人でしたが、平成 27 年には、14,883 人となっています。年齢別の内訳では、年少人口（15 歳未満）が平成 7 年は 3,082 人であったものが、平成 27 年には 1,733 人と減少を続けています。生産年齢人口（15 歳～64 歳）についても、平成 7 年は 10,647 人であったものが、平成 27 年には 7,575 人と減少を続けています。老年人口（65 歳以上）は、平成 7 年の 4,638 人から一貫して増加し、平成 27 年には 5,575 人となっており、本町の人口はさらに減少を続け、年少人口及び生産年齢人口の比率が減少する一方で、老年人口の比率が一層増大すると予測されます。

図表：人口と年齢別人口の推移



*平成 7～22 年は、総務省統計「国勢調査」に基づく確定値

平成 27～37 年は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」に基づく推計値

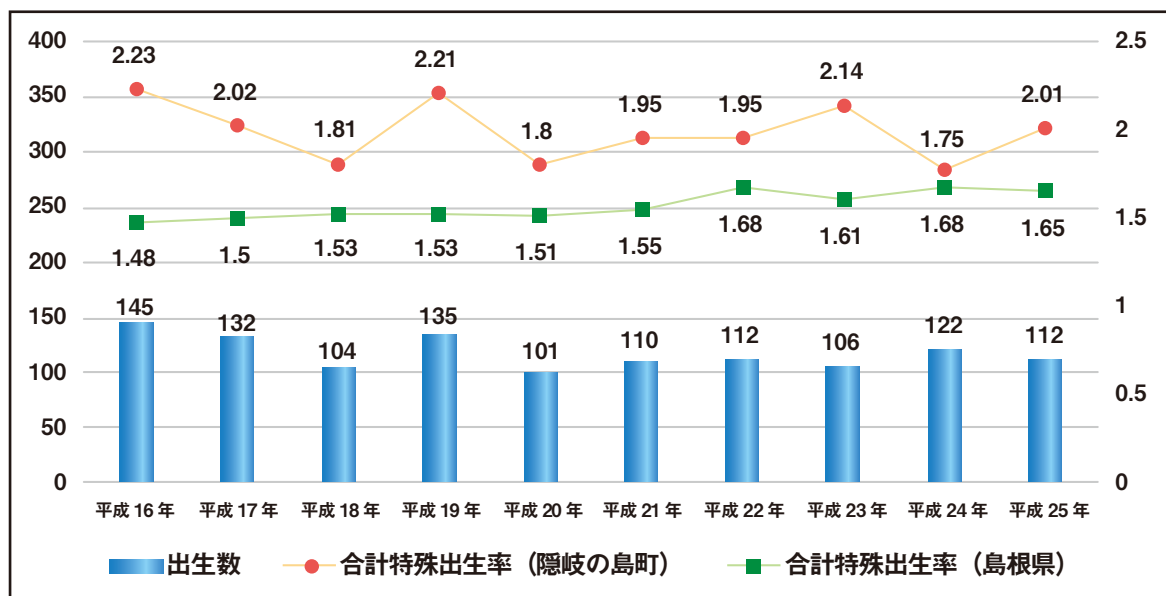
2)急速な高齢化の進行

人口の町外流出と少子化に伴い、高齢化は急速に進行しており、平成 22 年には高齢化率が 34%になっています。本町の高齢化率は、今後さらに上昇すると予測されます。

3)変動する合計特殊出生率

一人の女性が一生に生む子どもの数である合計特殊出生率は、社会状況の変化等により、ばらつきはあるものの、本町においては、過去 10 年間で 1.75 から 2.23 の間で推移しています。これは島根県の水準よりも高いものの、近年においては * 人口置換水準 2.07 を達成していない状況となっています。

図表：出生数と合計特殊出生率の推移



*厚生労働省「人口動態統計」に基づく確定値

人口置換水準

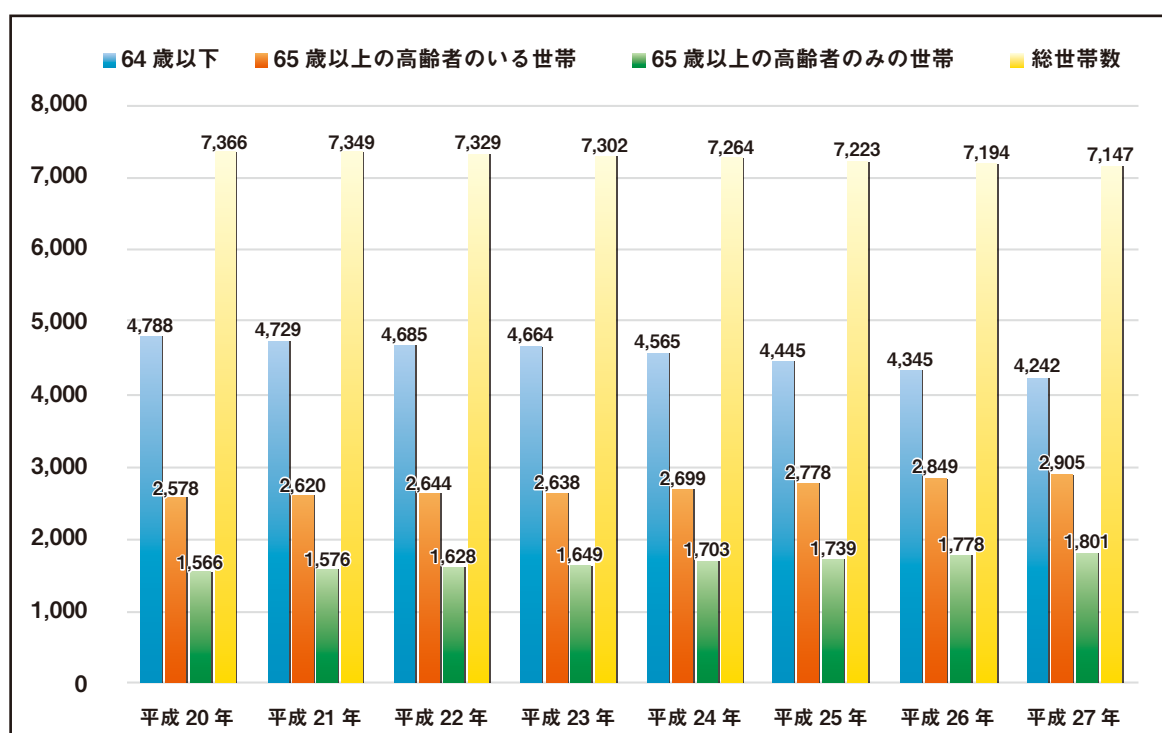
・人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと

用語説明

4)高齢世帯の増加

少子高齢化や核家族化の進行により、一般世帯総数に占めるひとり暮らしや夫婦だけで暮らす高齢世帯の割合は増加してきています。平成 20 年には 7,366 世帯であった本町の一般世帯数は、人口減少にもかかわらず、ほぼ横ばいであり、平成 27 年には 7,147 世帯となっています。今後、一般世帯総数は減少し始め、一世帯当たりの世帯規模も減少を続けると予測されています。

図表：世帯数の推移



*隠岐の島町「住民記録人口世帯集計表」に基づく確定値

3. 各分野における計画の目標

(1) 地域医療の充実

(現況と課題)

◆人材確保の状況

医師の確保においては、全国的な医師不足は依然として解消されず、本町においても深刻な状況となっております。特に、産婦人科については平成 19 年度より産婦人科医師 1 人体制となり、多くの妊婦が島外出産を余儀なくされる事態となりました。その中で、隠岐病院・国保診療所では、独自確保を含め「地域医療支援会議」「赤ひげバンク」等により医師を招聘していますが、県西部や中山間地などと同様に隠岐地区も医師数は絶対的に不足しています。このような状況の中、島根大学医学部との連携による地域医療支援センターの取り組みや島根大学医学部地域枠推薦など今後の医師確保につながる努力をしています。離島医療に携わることでの負担・不安軽減のために、国保診療所においては、町独自の離島医師従事手当・研究手当等や代診医の確保、平成 27 年度からは長期勤務報奨金制度を設けています。今後も引き続き医師不足を解消するための取り組みを隠岐病院と連携して、離島医療を守る努力が必要です。

歯科医師は全県レベルの従事者数と同等ですが、薬剤師は特に公立の隠岐病院において少ない状況が続いています。病院では、平成 27 年度より薬剤師手当を導入するなど薬剤師確保に努めていますが、効果が出ていないのが現状であり、喫緊の課題となっています。

看護職員においては、保健師は充足していますが、看護師・助産師は常に不足の状況が続いており、看護職員確保のための勤務環境の改善・充実、看護職志望学生の地域推薦と町内就職の推進、未就業の看護職員に対する職場復帰への支援、Uターン者確保のために町外に向けての PR などが重要な課題となっています。

◆医療の状況

町内唯一の総合病院である隠岐病院は、地域医療拠点病院に指定され、島後地区におけるへき地巡回診療(大久地区・加茂・箕浦地区)や地域医療支援ブロック制、代診医の派遣、隠岐島前病院への医師等の派遣など、広く圏域内のへき地医療の役割を担っています。派遣医師数は、減少しているにもかかわらず外来患者数は依然として多く、限られた医療スタッフのため往診等の在宅医療は十分とは言えない状況が続いていますが、今後も地域医療の中核としての役割を果たしていく必要があります。また、高次医療機関である県立中央病院・松江赤十字病院との連携による遠隔画像診断や、県の医療情報システムであるまめネットによる病院連携により*2 次医療機関としての充実と救急体制の維持に努め、必要に応じてドクター

2次医療機関

・診療所などで対応できない、病气、入院、手術が必要な患者に対応する医療

用語説明

へり等を利用し *3 次医療機関への救急患者搬送を実施しています。

災害発生後急性期(おおむね 3 日程度)における救助活動は、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣するとともに、災害拠点病院としての機能を果たす必要があります。

町立の国保診療所は 3 か所、へき地診療所は、2 か所あり旧布施村・五箇村・都万村及び中村エリアを、町部は民間診療所が 3 か所でカバーしています。往診等の在宅医療に携わると同時に、県・町で実施している保健事業や会議、福祉施設医等、あらゆる業務に広く貢献しています。しかし、民間診療所では後継者不足のために、閉所に追い込まれる診療所もあり、今後の地域医療の体制が危ぶまれているのが現状です。

【医療体制の現状】

地域医療拠点病院	公立国保診療所・へき地診療所	民間診療所
隠岐病院	中村診療所	宇野内科医院
	五箇診療所	半田内科クリニック
	都万診療所	高梨医院
	都万診療所那久出張所	酒井歯科医院
	布施へき地診療所	さいとう歯科診療所
	久見へき地診療所	高梨歯科医院
	五箇歯科診療所	つつみデンタルクリニック
	都万歯科診療所	
	中村歯科診療所	

(具体的に取り組むこと)

将来、医師をはじめ薬剤師や看護師などの医療関係に従事したいと思う学生を育てる活動や町内で医療に従事するスタッフの確保に努めます。医療機関や行政からかかりつけ医の普及を更に図る啓発を実施し、救急対応等医師の負担軽減に努めます。また、救急指定病院である隠岐病院、島後医師会や消防署等関係機関と連携し、救急体制の維持・充実を図るとともに、公立国保診療所・へき地診療所・民間診療所機能の維持・確保に努めます。

隠岐病院が、今後も地域医療の中核病院としての役割を担っていくために、病院の安定的な経営を構成町村として支援し、また、本土の 3 次医療機関及び島内医療機関との連携・分担を進めながら、安定した医療が提供できるよう努めます。

3 次医療機関

・ 2 次医療で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等、重篤な患者に対応する、最先端、高度な技術を提供する特殊な医療

用語説明

- [基本事業] ○医療従事者の確保
 ○かかりつけ医制度の普及
 ○在宅医療の充実
 ○1次・2次医療機関の充実と救急体制の維持

(成果指標)

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
救急搬送の平均時間 (救急搬送時間＝通報～現着)	11分38秒 (県:9分35秒)	9分35秒
隠岐病院内科外来患者数 (医師1人あたり/日)	39.0人 (医師3人:117.1人/日)	30人
安心して医療機関を利用できると感じる 町民の割合	-	50.0%

(現状値データ：隠岐島消防署・隠岐広域連合立隠岐病院 より)

*参考

○医師数の状況(H24.12.31 現在) (資料：隠岐広域連合立隠岐病院)

	全国	島根県	隠岐	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田
医師数(人)	303,268	1,946	33	614	79	775	101	201	143
対人口(人) (10万人)	238	275	157	247	132	454	176	234	224
対全国平均	100%	116%	66%	104%	55%	191%	74%	98%	94%

○隠岐病院の救急外来の状況(H26年度) (資料：隠岐広域連合立隠岐病院)

	平日(244日)			休日(121日)		
	救急車	直接	合計	救急車	直接	合計
患者数(人)	303	1,204	1,507	147	2,607	2,754
1日あたり(人)	1	5	6	1	22	23

※在宅当番医制度は休日(休日・祝日・年末年始)に救急患者の対応をする制度
 隠岐では島後医師会(高梨医院・半田内科クリニック・宇野内科医院)が当番制で対応
 (H26年度 119件)

○救急搬送の状況 (資料：隠岐広域連合立隠岐病院)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
搬送件数	46	41	51	78	92
うちヘリポート			19	62	72

*主な搬送：ドクターヘリ 54件、防災ヘリ 18件(H26年度)

(2)健康づくりの推進

(現況と課題)

平成 17 年度に「健康おきのしま 21 計画」を策定し、平均寿命の延伸と健康寿命の延伸を基本目標に掲げ、健康づくりの推進を図ってきました。

計画策定時から少子高齢化の状況にあり、死亡原因の 6 割ががんを含む生活習慣病だったため、がんの早期発見、早期治療に結びつけるための、がん検診の受診率向上対策や生活習慣病予防のための小児期からの健康づくりに重点的に取り組みました。より広く、より効果的な健康づくりとなるよう、保育所、学校、職域、医療機関等、様々な関係機関と連携を取りながら事業展開を図ってきました。

合併して 10 年が経過し、少子高齢化はさらに進展しました。「健康おきのしま 21 計画」策定時、平均寿命は男性 78.6 歳だったのが 78.9 歳に、女性 85.6 歳だったのが 85.2 歳となり、男性は目標を達成しましたが、女性は標達成に至りませんでした。* 健康寿命の指標となる、65 歳の * 平均自立期間は、男性 16.4 年が 16.8 年に、女性は、20.2 年が 20.1 年になりました。健康寿命についても男性のみ目標達成という結果でした。平均寿命、健康寿命には、死亡原因の多くを占める「がん」の影響が大きく、その対策として、がん検診受診率向上には引き続き取り組む必要があります。がんや生活習慣病と喫煙との関連は明らかにされていますが、本町における分煙、禁煙対策は十分とはいえないため、今後は * 受動喫煙防止の観点から喫煙対策の強化も必要です。

少子高齢化は益々進展すると予測され、今後は、単なる平均寿命の延伸ではなく、健康寿命の延伸を重視し、地域の健康課題をこれまで以上に関係機関、地域住民と共有しながら課題解決に向けての取り組みが必要です。

(具体的に取り組むこと)

少子高齢化の中、町民が健やかにいきいきと生活し、活気ある町であるために、一人ひとりの心身の健康の保持増進を図るとともに、個人のみならず、地域全体の健康づくりの気運を高めていく必要があります。

これまで同様、小児期から高齢期までライフステージに沿って事業を展開していきませんが、「健康寿命の延伸」=「元気で長生き」を重視し、* 早世を防ぐためのがん、生活習慣病対策、食事と運動を中心とした生活習慣改善、喫煙対策を強化します。地域の繋がりや健康との関連を考慮し、地域と連動した健康づくりに努めます。

- [基本事業]
- 健康づくりのための体制整備
 - 疾病予防及び重症化予防
 - 疾病の早期発見、早期治療の推進

健康寿命

・心身ともに自立した活動的な状態で生存できる期間で、あと何年健康な生活ができるかを示す

平均自立期間

・あと何年自立した生活が期待できるかを示したもの

受動喫煙

・非喫煙者が喫煙者の吐き出す煙(主流煙)やたばこから直接出る煙(副流煙)を吸い込むこと

早世

・早くに亡くなること

用語説明

(成果指標)

指 標	現状値	目標値
平均寿命 (H23年中間年 5年平均)	男：78.9歳 女：85.2歳	男：79.9歳 女：87.1歳
65歳の平均自立期間 (H23年中間年 5年平均)	男：16.76年 女：20.15年	男：17.8年 女：20.9年
75歳未満 がん*年齢調整死亡率 (人口10万対) (H23年中間年 5年平均)	男：121.7人 女：52.9人	男：92.1人 女：46.1人
全年齢 虚血性心疾患年齢調整死亡率 (人口10万対) (H23年中間年 5年平均)	男：13.4人 女：6.8人	男：減らす 女：減らす
全年齢 脳血管疾患年齢調整死亡率 (人口10万対) (H23年中間年 5年平均)	男：46.1人 女：24.8人	男：41.6人 女：24.7人
◎健康の維持増進に取り組んでいる人の割合 (H26年度 健康行動調査)	50.7%	70%

現状値データ：島根県保健環境科学研究所 ◎については、隠岐の島町健康行動調査
目標値は、島根県の目標値に合わせ、島根県より良いものについては「減らす」とした。

(3)食育の推進

(現況と課題)

近年、本町においても食生活が豊かになった一方で、食の乱れや食に対する関心・意識・感謝の念が薄らいでくる等様々な問題が顕在化してきています。

このような状況の中、本町では「生きる力」を育むために、望ましい食べ方等「食べる知恵」を身につけ心身の健康の保持増進を図ること、体験活動等を通して「感謝の心」を育て豊かな人間形成を目指すこと、生産者との交流や豊かな地域の食材を通して「地域力」を感じ誇りに思う気持ちを育み郷土愛を育てることを基本理念とし、平成20年に「隠岐の島町食育計画」、平成25年に「第二次隠岐の島町食育計画」を策定し、各関係機関で計画的かつ積極的に食育活動を展開してきました。

各関係機関と連携しながら家庭に向けて取り組みを展開してきた結果、小児期の朝食欠食率は、少しずつ改善傾向にあります。しかし、県平均と比べ依然と高く、特に、青壮年期の朝食欠食率は非常に高い状況でさらなる改善が必要です。

また、野菜摂取量についても望ましい量の1日350g以上摂る人の割合は、約37%(H26年度栄養)という結果です。体験活動については、保育所等・学校において100%の実施を維持していますが、学校給食における地場産物利用率は生産・集荷体制に課題が多く県下でも低い状況です。

さらなる食育推進を展開するためには、町民一人ひとりが実践することはもとより、食育推進に携わる関係機関・団体・行政が一体となり、今後も推進運動を展開する必要があります。

年齢調整死亡率

・年齢構成の異なる人口集団の間での死亡率や、特定の年齢層に偏在する死因別死亡率について、その年齢構成の差を取り除いて比較できるように調整した死亡率

用語説明

（ 具体的に取り組むこと ）

飽食時代と言われる現代を生きる中、町民一人ひとりが心身の健康の保持増進に努め、食の楽しさを感じながら豊かな人間形成や本町を誇りに思う気持ちを育てていく必要があります。

これまで同様、小児期から高齢期までライフステージに沿って事業を展開していきますが、保育所・学校・事業所等の関係機関や食生活改善推進協議会等のボランティア組織との連携を密にし、あらゆる場面での食育推進運動を強化します。

<p>[基本事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭での食育の推進 ○若い世代(思春期～壮年期)の食育推進 ○* 地産地消の推進 ○各関係機関・団体等の連携強化

（ 成果指標 ）

指 標			現状値	目標値
朝食欠食率	年中児	H27年度 生活習慣アンケート	6.9%	5.0%以下
	小学5年生		12.0%	5.0%以下
	中学2年生		11.5%	5.0%以下
	高校2年生		13.8%	10.0%以下
1日3食食べない成人(20代～50代)の割合 (H26年度行動調査)			18.5%	15.0%以下
1日350g以上野菜を摂る人の割合 (H26年度隠岐の島町栄養調査)			37.1%	頻度調査に変更
1日3回野菜を食べる人の割合 (H26年度行動調査)			37.3%	50.0%以上
塩分摂取量	男性	H26年度島大健診 (スポット尿検査より)	9.4g	8g
	女性		9.0g	7g
自分で料理できない人の割合	高校2年生	H27年度生活習慣アンケート	26.7%	15.0%以下
	成人男性	H27年度事業所健診アンケート	20.8%	15.0%以下
農産物地場産物利用量 (H26年度隠岐の島町学校給食センター：10品目)			22.7%	30%以上
魚介類地場産物利用日数 (H26年度隠岐の島町学校給食センター)			22日	増やす
食生活改善推進協議会会員数 (H27年度)			57人	増やす

地産地消

・地域で生産された農林水産物とそれを主たる原料とした加工品をその地域で消費すること

用語説明

(4)高齢者福祉の充実

(現況と課題)

平成 37 年には、国の総人口は減少し、65 歳以上人口が 44.8%と推計され、少子高齢化は一層進むと予測されます。平成 27 年の本町の高齢者人口(65 歳以上)の割合は 37.4%で、年少人口(0～14 歳)の割合は 11.6%と低く、少子高齢化が確実に進行しています。

高齢者の独り暮らしや、高齢者のみの世帯も多く、加えて「認知症高齢者」の増加により、在宅での介護が困難な要因が増えてきています。本町では、在宅サービスを提供する事業所数は増加していますが、地域的に偏在している配食サービス、タイムリーに利用できないショートステイ、24 時間対応ヘルパーや福祉タクシーの夜間対応がないなど、きめ細かなサービス提供が難しい現状があります。その為、施設入所希望者は年々増加し、特別養護老人ホームも常に満床の状態が続いており、入所希望者がショートステイ等のサービスを組み合わせて入所を待つ状態となっています。養護老人ホームの待機者は、平成 27 年 9 月末時点で 97 名となっています。

また、高齢者の社会参加を通じてより充実した暮らしを推進する老人クラブについては、平成 27 年 3 月末時点、37 組織・加入人員 773 名となっておりクラブ数及び参加人員とも減少が続いています。役員や世話人の交代ができないなど、身近な地域で高齢者同士の訪問による友愛活動などが難しくなりつつあります。

今後は、働き盛り世代の減少により介護の担い手の不足も予想されることから、公的サービスの充実とともに、若い時からの健康づくりや、支えあいによる自助・共助の取り組みが重要となります。

(具体的に取り組むこと)

高齢者になっても生き生きと暮らすために、若年期からの健康づくりの推進、介護予防の推進、高齢者サービスの充実を図るとともに、高齢者を含めた支えあいの活動が充実するよう老人クラブ等の取り組みやボランティア組織の育成を支援します。

- [基本事業]
- 健康づくりの推進
 - 介護予防の推進
 - 高齢者の社会参加活動の促進と生活支援の充実
 - 高齢者サービスの充実
 - 老人福祉施設の整備

(成果指標)

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
65歳の平均自立期間 (男性/女性) * 1	H23年 16.76年/20.15年	17.8年/20.9年
*要介護認定率 (認定者数/ *1号被保険者数) * 2	27年4月 22.7%	21.0%

(現状値データ : * 1 島根県保健環境科学研究所資料 * 2 隠岐広域連合介護保険資料より)

(5)障がい者福祉の充実

(現況と課題)

国における障がい者福祉施策は、平成 15 年の支援費制度導入によりサービスの利用が障がいの種類ごとに分けられ提供されてきました。平成 18 年度から障がいのある方に対し共通のサービスを一元的に提供し、自立を支援する「障害者自立支援法」が施行されました。平成 25 年には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められ、地域社会における共生の実現に向けた施策を行うこととなりました。

また、平成 19 年 9 月には、国連総会で「* 障害者の権利に関する条約」が採択されました。国は、この条約に署名し、障がい者に対する制度改革を進めていくこととしました。これを受けて、「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」の成立や「障害者雇用促進法」の改正等様々な制度改革を行い、平成 26 年 1 月には、条約が批准されました。

本町においては、平成 18 年に隠岐の島町障がい者計画を策定し、「みんながあんきに暮らせるまちづくり」を目指し、障がい者福祉施策の推進に努めてまいりました。

この間、障がいの重度化や障がい者の高齢化が進展するとともに、* 発達障がい、難病、* 高次脳機能障がい等の障がいが多様化しています。

このような状況の中、日常生活に必要な介護や就労支援等の障がい福祉サービスを約 180 人が利用しています。障がいの種別、程度や年齢により利用者や家族の意向も多様化しています。こうした課題解決に向け、相談支援事業所と連携しながら、個々に応じた福祉サービスや情報の提供を行ってきました。しかし、障がい

要介護認定率

・被保険者に対する要介護認定者の割合で、通常は第 1 号被保険者に対する第 1 号被保険者の要介護認定者をいう

1号被保険者数

・介護保険制度の被保険者であって、65歳以上の方

障害者の権利に関する条約

・障がい者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする条約

用語説明

のある方が安心して暮らせる環境が十分に整備されたとはいえない現状です。

町民一人ひとりが障がいの特性や必要な配慮への理解を深め、障がいのある方もない方もともに生きる社会が求められます。また、地域で安心して生活するための支援体制づくりが必要とされています。

（具体的に取り組むこと）

「ノーマライゼーション」と「*リハビリテーション」の理念のもと、障がいのある方が個人として尊重され、生涯のあらゆる場面において能力を発揮し、個々にふさわしい暮らしができ、障がいのない方と同様に社会参加を促進します。

また、障がいのある方が住みたい地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉計画に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保に努めるとともに障がいのある方やその家族が、身近で、いつでも相談を受けることができる体制の強化に取り組めます。

※参考

○障がい別手帳所持者数(平成 27 年 3 月 31 日現在)

①身体障がい者手帳所持者数

○障がい別

(単位：人)

区 分	0～17 歳	18 歳～64 歳	65 歳～	合 計
視覚	0	9	70	79
聴覚・平衡機能	0	8	78	86
音声・言語・そしゃく機能	1	4	11	16
肢体不自由	6	93	336	435
内部	2	35	159	196
合 計	9	149	654	812

○等級別

(単位：人)

区 分	0～17 歳	18 歳～64 歳	65 歳～	合 計
1 級	4	53	191	248
2 級	1	24	88	113
3 級	1	27	111	139
4 級	3	32	174	209
5 級	0	6	38	44
6 級	0	7	52	59
合 計	9	149	654	812

発達障がい

・自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいのこと

高次脳機能障がい

・病気や交通事故など様々な原因により、脳の一部に損傷を受け、その後遺症として、記憶したり、考えをまとめたり、物事を判断して段取りをするなどの脳の機能（高次脳機能）がうまく働かなくなる障がいのこと

リハビリテーション

・心身に障がいのある者の全人的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう

用語説明

②療育手帳所持者数(程度別)

(単位：人)

区 分	0～17 歳	18～64 歳	65 歳～	合 計
障がい程度 A (重度)	7	58	10	75
障がい程度 B (中軽度)	11	94	13	118
合 計	18	152	23	193

③精神保健福祉手帳所持者数(等級別)

(単位：人)

区 分	0～17 歳	18～64 歳	65 歳～	合 計
1 級	0	22	8	30
2 級	1	37	18	56
3 級	0	8	0	8
合 計	1	67	26	94

[基本事業] ○障がいのある方の自立と社会参加の支援
○ともに支えあう地域づくりの推進

(成果指標)

本町では、「障害者総合支援法」第 88 条に基づき、障がい福祉計画を策定し、福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保や種類ごとの数値目標を設定しています。

(6)低所得者・生活困窮者への支援

(現況と課題)

◆生活保護

経済状況の低迷や雇用状況の悪化から、本町の平成 22 年度における生活保護受給者は、対前年度比で 120%の伸びを示しました。この増加傾向は、平成 23 年度以降も続いたものの、平成 26 年度は前年比で 96.0%となり、やや高止まりとなっています。また、世帯類型別では、隠岐の島町における高齢化率の上昇と併せた形で「高齢者世帯」が保護受給者全体の約 50%を占めています。一方で高齢者や母子、傷病者、障がい者等の世帯に属さない「その他世帯」が近年、増加傾向にあり、就労阻害要因のない稼働可能な被保護者であることから、町福祉事務所としても就労支援の強化に向けた取り組みを行っているところです。しかしながら、離島という地理的条件や脆弱な産業形態から求人そのものが少ない上に有資格者に特化した求人情報が多いことから、生活保護受給者の自立更生は困難な状況にあります。

このような中、月に 1 度開催されるハローワークの巡回相談等により、僅かながら就労による生活保護脱却に至る事例もあることから、今後もハローワークと連携し、被保護者の能力状況に応じた就労支援の強化を図ることが必要となっています。

◆生活困窮者支援

長引く景気の低迷により雇用をとりまく環境は一層厳しくなり、経済的に困窮する方が増加するとともに、地域や家庭においては、単身世帯やひとり親世帯の増加、地域コミュニティの低下などの社会的孤立が問題化しています。このような状況の中で、誰もが生活困窮に陥るリスクに直面していることから、生活に困窮した人が生活保護に陥ることなく、早い段階で元の自立した生活に戻れるよう支援するための第2の*セーフティネットとして、平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行されました。本町においても自立相談支援窓口である「隠岐の島町あんしんセンター(隠岐の島町社会福祉協議会内)」を開設し、自立相談支援事業、住居確保給付金事業を実施しています。

自立相談支援窓口においては、生活に困窮した人を漏れなく把握するための仕組みづくりをさらに強化するとともに、生活全般に渡る包括的な相談支援を提供する体制づくりが求められています。

(具体的に取り組むこと)

生活保護実施にあっては、個人の権利を尊重するとともに、所員の自己研鑽、研修による能力向上や他課・他機関との連携及び査察指導の強化を含めた福祉事務所における体制強化を図りながら、引き続き適正な保護の実施・運用に努めます。とりわけ、「その他世帯」については、就労支援の充実・強化を図ります。

生活困窮者支援については、既存の生活困窮者自立支援ネットワーク会議を引き続き開催しながら内容の充実に努め、困窮者を把握する仕組みを強化します。

また、生活に困窮している人が自立した生活を送るためには、確実かつ適切な支援を行うことが必要であることから自立相談支援窓口の体制強化に努めます。

[基本事業] ○「その他世帯」に対する就労支援の充実
○生活困窮者を把握する仕組みづくり
○生活困窮者自立相談支援窓口の充実・強化

(成果指標)

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
自立支援相談新規相談数	—	36件 (年間)
プラン作成数	—	18件 (年間)

セーフティネット

・(比喩的に)社会的、個人的な危機に対応する方策。安全策。一般的に、社会保険や労働保険など雇用を通じたセーフティネットは第1のセーフティネット、生活保護は第3のセーフティネット、その間の仕組みは第2のセーフティネットと呼ばれており、生活困窮者自立支援制度は、この中でも第2のセーフティネットを手厚くし、重層的なセーフティネット構築を目指す施策

用語説明

(7)地域福祉の充実

(現況と課題)

地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化が進展するとともに、市民の生活環境の変化や価値観の多様化などを背景に、ひとり暮らし高齢者世帯の増加をはじめ、地域活動に関わる市民の減少、自治会活動等の参加率の低下など地域コミュニティの希薄化が進むことが懸念されています。

このような社会的背景に加え、ひきこもり、DV など新たな社会問題を抱えており、市民の福祉に関するニーズはより多様化・複雑化し、地縁・血縁による助け合いと公的な福祉サービスの狭間にある生活課題が拡大しています。

また、東日本大震災の大災害により人の絆の大切さを痛感させられ、地域の支えあい、日常の見守りの重要性をより一層感じる機会になりました。

地域福祉を推進するためには、地域全体で福祉を担うことが期待されており、市民と行政及び関係機関が適切な役割分担のもと、協働して取り組むための仕組みづくりが求められています。

(具体的に取り組むこと)

地域福祉を推進するためには、人権尊重の意識を持つ人を育てることが基本となります。地域や学校などの多様な場での福祉教育・学習活動を一層促進し、地域の誰もが地域福祉活動に参加・参画できる環境を整備するとともに、地域の関係機関が連携し、偏見・差別のない環境づくりを目指します。

また、地域における多様な生活課題を発見し、それに応じた福祉ニーズを把握し対応するためには、それぞれの課題について情報共有と情報交換が円滑になされ、市民と行政及び関係機関のネットワークの強化が重要です。地域の支えあい、見守り、助け合いを実践しながら課題解決に向けて、それぞれが主体となる協働の取り組みに繋げていきます。

[基本事業] ○地域福祉が推進できる環境づくり
○あんきに暮らせるまちづくり
○支えあいの地域づくり

(成果指標)

指 標	現状値 (H27)	目標値 (H37)
地域活動やボランティア活動に参加している割合 *1	48%	62%
自治会(集落)福祉活動の実践数 *2	50% (45/90)	75% (68/90)

現状値データ：*1 隠岐の島町健康行動調査 *2 社会福祉協議会発展強化計画の目標数値

(8)子育て支援の充実

(現況と課題)

急速な少子高齢化や核家族化が進み、育児不安や児童虐待等の増加等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。本町では、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援隠岐の島」を基本目標に、保育所や学校等、関係機関と連携を図り子育て支援施策を実施してきました。

乳幼児期においては、保育所の利用に加え、* 一時預かり・* 病後児保育等の特別保育を実施し支援しています。また、民間幼稚園の休園に伴い、保育と教育的保育機能を併せもつ* 認定こども園を開設しました。さらに、経済的支援として、保育料や中学校卒業までの子どもの医療費負担の軽減を図っています。

在宅における子育て支援としては、* 子育て支援センターを開設し(2 か所)、親同士の交流や未入所児の遊びの場を提供しています。

学童期においては、学校教育の場面で、様々な体験の機会を設け、主体性を育むことや、地域の協力を得て「ふるさと隠岐」について学び、郷土を愛する子どもの心身の健全育成を図っています。また、個々の実態に応じた相談対応と支援員の配置等により必要な支援につなげるように努めています。さらに、仕事と子育ての両立支援として、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)や放課後子ども教室推進事業に取り組むとともに、事業所等を対象に男女共同参画の啓発を行っています。

しかし、核家族化やひとり親家庭の増加等、若い世代が子育てをする環境は変化し、育児に対する不安や養育の不十分さが見られます。また、高校卒業後の島外への進学による青年層の減少や高齢化により、地域で支援する体制も希薄になっているのが現状です。若い世代が安心して暮らし、子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、乳幼児期及び学童期における経済的支援の拡充や、子どもの遊び場の整備等、保育環境や子育て施策のさらなる充実と、保育所や学校等、子育てを支援する関係機関がより緊密に連携していく事が求められています。

(具体的に取り組むこと)

「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援隠岐の島」を目標に、家庭や地域、施設、学校、事業所、行政など、子どもを取り巻くすべての人々が連携し、子どもの育ちや子育てに関する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことで、子どもと親の育ちを支援します。また、母子保健事業の充実や子育て世帯の経済的支援の拡充、遊び場の整備など、子どもを産み育てやすい環境を整え、合計特殊出生率の向上と出生数を維持することにより、本町の次世代を担う子どもの健やかで、たくましい育ちの実現を目指すとともに、少子高齢化社会のスピードの鈍化を図ります。

一時預かり

・パート就労等女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育也、保護者の傷病・入院・私的理由等による緊急時の保育を支援するための保育事業

病後児保育

・病気の回復期にある児童の一時預かりを行う事により、保護者の子育てと就労の両立を支援する保育事業

認定こども園

・就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設

子育て支援センター

・在宅の乳幼児や保護者を対象に、子ども同士のふれあいの場の設定や、遊び場の提供、子育てに関する心配ごとの相談等の情報提供を行う施設

用語説明

- [基本事業]
- 健やかに産み育てる環境づくり
 - 子育て家庭を支援する体制づくり
 - 仕事と子育ての両立支援
 - 子育てを支援する教育環境の推進
 - 子育てを支援する環境の整備

(成果指標)

指 標	現状値	目標値
教育・保育の提供体制 (待機児童数)	待機児童数ゼロ	提供体制の維持 (待機児童数ゼロ)
合計特殊出生率	2.01 (H25) (島根県 1.65)	*2.15

* 目標値 隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合の戦略目標数値

1. 地域医療の充実

(1) 医療従事者の確保

1) 医師を確保する施策

- ① 県に設置している「赤ひげバンク」の活用や、医師向け機関誌やホームページへの掲載、町独自のネットワーク等あらゆる手段を利用してPRに努め、即戦力となる医師の確保に努めます。
- ② 医師を希望する学生を島根大学医学部に積極的に地域推薦し、いずれは隠岐で地域医療を担う人材の確保に努めます。また、奨学金制度を継続し、経済的支援を実施します。

2) 看護職員を確保する施策

- ① 島根県立大学看護学部及び島根県立石見高等看護学院に積極的に地域推薦し、卒業後5年以内に帰郷し、勤務する看護職員の確保に努めます。また、広域連合の奨学金制度を継続し経済的支援を実施します。また、平成27年度より島根県立大学と本町が協定を結んだことにより、さらに連携強化を図ります。
- ② 看護職等有資格者が退職まで安心して勤務できるよう、子育て支援の充実や環境整備に取り組みます。また、隠岐病院・診療所等を含めた看護職員のブロッック制も視野に入れ、働きやすいシステムの導入について検討します。
- ③ 住宅の整備や勤務条件の改善（給与・勤務時間・休暇等）に努力し、UIターンの看護職の受け入れ体制を強化します。
- ④ 教育委員会や看護協会との連携により、子供のころから将来医療関係に従事したいと思う学生を育てる活動に努めます。

【主な取り組み】

- 教育委員会との連携により、小・中学生に対し、医療関係業務に関する教育の実施
- 島根県看護協会隠岐支部等の協力により、医療従事者を目指す高校生に対し、PR活動や体験実習の開催
- 島根大学医学部の地域推薦及び島根県立大学看護学部・島根県立石見高等看護学院への地域推薦の継続
- 地域推薦看護学生による近況報告会の開催
- 広域連合及び町の奨学金制度の継続
- UIターンの者の住宅の確保

(2) かかりつけ医制度の普及

1) かかりつけ医の普及

- ① 町民の適正な医療機関受診を推進するために、かかりつけ医等医療機関の利用方法に対する住民広報を行います。
- ② 隠岐の医療を考える会との連携を図り、医療機関を身近に感じてもらうと同時に、住民自らで適正受診できるよう住民意識の改革を進めます。

【主な取り組み】

- かかりつけ医等医療機関の利用方法に対する住民広報(お知らせ便・ポスター等)
- 隠岐の医療を考える会等との連携による住民意識の改革(講演会等)

(3) 在宅医療の充実

1) 在宅療養を支援する体制の構築

- ① できる限り在宅で療養生活を送りたいという患者の希望を叶えるため、かかりつけ医、歯科医師、訪問看護師、薬剤師、保健師、歯科衛生士、理学療法士・作業療法士、介護支援専門員、訪問介護員など在宅療養を支える専門職同士が相互に連携し、役割分担することにより在宅療養の支援体制づくりを推進します。
- ② 保健・医療・福祉を統合したサービスの提供ができるよう地域包括ケアネットワークの構築を目指します。
- ③ かかりつけ医の役割を定着させ、* 病診連携・* 診診連携を図りながら、安心して在宅療養できるケア体制の充実に努めます。

【主な取り組み】

- 町内全域での看取りと訪問診療の確保
- 24 時間体制の訪問看護ステーションの継続と、効率化を図るための* サテライト型訪問看護の検討
- 広域連合と連携し、独自の地域包括ケアネットワークの推進

(4) 1 次・2 次医療機関の充実と救急体制の維持

1) 1 次医療機関の充実

- ① 町民に身近な町立国保診療所や無医地区の医療体制の整備・充実を図ります。
- ② 町内民間診療所からの協力を得ながら医療・保健・福祉活動を進めるとともに、診療所維持や島後医師会への支援を推進します。

病診連携

・地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所がおこなう連携のこと

診診連携

・各々の診療所が専門分野を中心に、他の診療所と連携し診療所にあたること。診療所と診療所がおこなう連携のこと

サテライト型訪問看護

・事業所指定を受けるための設備基準・人員基準などが満たせないなどの場合に、その拠点を主たる訪問看護事業所の出張所等として設置されたサービス

用語説明

2)2 次医療機関の充実と救急体制の維持

- ①2次救急病院の機能を維持するため、隠岐病院の救急医療体制の維持と充実に努めます。
- ②隠岐病院、保健所、島後医師会、消防署等関係機関と協議し、救急搬送体制や地域医療の充実に努めます。
- ③隠岐病院の安定的な経営を支援し、町民が安心して医療を受けることができる体制を維持します。
- ④進行する高齢化により、医療機関へ受診ができない交通弱者の交通手段の確保や、医療機関までの時間を要する地区からの時間短縮を図るために交通網の整備を行います。

【主な取り組み】

- 救急医療体制の充実
- 隠岐病院、保健所、消防署等との連携
- 隠岐病院の経営の安定化と医療提供体制の維持
- 医療機関への交通手段の確保等関係機関との協議(旧町部の巡回バスなど)

2. 健康づくりの推進

(1) 健康づくりのための体制整備

1)「隠岐の島町健康増進実施計画」の策定及び推進

町民全てが、子どもの頃から健全な生活習慣を獲得し、生涯に渡って健康な生活を送るために「隠岐の島町健康増進実施計画」を策定し、健康づくりの推進に努めます。

2)健康づくりに関する情報提供

健康づくりに必要な知識や町の健康実態等、情報提供し、健康づくりに取り組む人を増やすよう努めます。

3)関係機関と連携した健康づくりの推進

健康づくり推進協議会を組織し、関係機関と町の健康課題を共有し、課題解決に向けての取り組みについて協議します。また、医療関係者との連絡会を定期的開催し、保健事業の円滑な実施を目指します。

4)健康づくり組織の育成、支援

地域での健康づくりの推進を強化するため、健康づくり組織を育成、支援します。地区担当保健師が中心となり、担当地区の健康課題解決に向けて地域の方々とともに取り組みます。

【主な取り組み】

- 「隠岐の島町健康増進実施計画」の策定及び推進
- 健康づくりに関する啓発
 - ・いきいき祭の開催、各種イベントへの参加
 - ・HP、町広報への健康情報の掲載
 - ・町内施設内への啓発物の展示、掲示等
- 健康づくり推進協議会及び各部会の開催
- 隠岐の島町保健福祉事業医師連絡会の開催
- 健康づくり組織の立ち上げ支援、継続支援

(2)疾病予防及び重症化予防

1)ライフステージに沿った健康教育の実施

妊娠期から、健やかに産み育てるための健康教育の場を設け、乳幼児期、学童思春期、青壮年期、高齢期まで切れ目のない支援を目指します。保育所、学校、職域等の関係機関と連携して心と身体の健康づくりを進めます。

2)ハイリスク者への保健指導の実施

特定健診で特定保健指導の対象になった人を中心に、病気にならないための保健指導を対象者に応じて集団、個別で実施します。特定保健指導対象者以外でも参加できる健康教育も企画し、広く学習の機会を提供します。

3)病態別健康教育の実施

基礎疾患をきちんと管理することが、脳血管疾患、虚血性心疾患の予防となることから、糖尿病をはじめとした病態別の健康教育を集団、個別(個別栄養指導)で実施します。

4)感染症の予防

予防接種法に基づき、町内医療機関の協力を得ながら予防接種を実施します。接種率の向上を目指し、接種勧奨に努めます。

感染症が流行した際には、疾患についての情報を発信し、感染予防について啓発します。

5) 歯科保健の推進

生涯に渡って健康に影響を及ぼす歯の健康について、ライフステージに沿って関係機関と連携を図りながら事業を展開します。

6) 禁煙、分煙対策の推進

たばこの害、受動喫煙についての啓発を強化し、学校、公共施設等での禁煙、分煙対策が進むよう関係機関に働きかけます。

7) こころの健康づくりの推進

こころと身体は、相互に影響を及ぼします。こころの健康の不調が続くことによる自殺防止のためにも、誰もがこころ穏やかに安定した気持ちで生活できるよう、こころの健康づくりに取り組みます。

【 主な取り組み 】

- 健康教室の開催(プレパパプレママ教室、離乳食教室、保育所歯科教室、地区健康教室、運動教室、糖尿病教室、介護予防教室等)
- 特定保健指導の実施
- 個別栄養指導の実施
- 定期予防接種の実施
- 流行性疾患に関する情報提供
- フッ化物塗布、フッ化物洗口の実施
- 歯科健診、歯科指導の実施
- 禁煙、分煙対策についての働きかけ
- 隠岐の島町自殺対策連絡協議会、庁舎内連絡会の開催

(3) 疾病の早期発見、早期治療の推進

1) 母子保健法に基づく乳幼児健診の実施

母子保健法に基づき、乳幼児健診を実施します。多様化する育児ニーズに対応できるよう乳幼児健診について見直し、マニュアル改正が行われており、本町においても乳幼児及び保護者への支援体制を整えます。

2) 各種がん検診の実施

国の指針に基づき、各種がん検診を実施します。対象者には、受診方法等、受診のための情報を世帯毎に通知します。

3)各種検診の受診勧奨の強化

がん検診の受診率向上を目指し、受診勧奨を強化します。がん検診の受診者、未受診者の把握に努め、ターゲットを絞った効果的な受診勧奨を目指します。女性特有のがん検診について、町独自の無料年齢の設定を継続し、経済的側面からの受診勧奨も行います。

4)受診しやすい体制づくり

集団検診の夕方の時間帯の検診を継続したり、長期間に渡って受診可能な施設検診についてPRし、がん検診を受けやすくするための体制を整備します。

5)受診後のフォローの充実

検診を受けた後、要精検者への受診勧奨を継続し、確実な受診に結びつけるとともに、精密検査未受診者への再度の受診勧奨にも努めます。町内医療機関で精密検査を受ける方が多く、医療機関、受診者との調整を図り、受診患者の集中による両者の負担軽減を図ります。

【主な取り組み】

- 乳幼児健診の実施
- 各種がん検診の実施
- 女性特有のがん検診無料年齢設定の継続
- 受診しやすさを考慮した検診計画の立案、実施機関との調整
- 受診者へのフォローの充実

3.食育の推進

(1)「隠岐の島町食育推進計画」の推進

本計画の*食育推進理念に基づき「隠岐の島町健康増進実施計画」及び「保健事業計画」を作成し、さらなる食育の推進を図ります。

(2)家庭での食育の推進

- ①朝食の欠食等の背景には、「遅寝・遅起き」などの乱れた生活リズムが見られます。まずは、家族そろって「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化を目指し、生活リズムの改善を図ります。
- ②ライフスタイルの変化や生活リズムの乱れに伴い、食事の簡素化が見られます。生活習慣病を予防するためにも、離乳期から「主食+主菜+副菜」のそろった食事の習慣化また減塩の推進を図り、健康的な食生活を確立します。

食育推進理念

・「生きる力」を育むために、「食べる知恵」を身につけ心身の健康の保持増進を図ること、「感謝の心」を育て豊かな人間形成を目指すこと、「地域力」を感じ誇りに思う気持ちを育み郷土愛を育てることを基本理念とする考え方

用語説明

- ③家族そろって食事をするこゝで、よく味わい食事の楽しさを感じることができまゝ。また、食事のマナーや挨拶を学ぶこともできます。毎日の食事を通し、「食」に感謝し食事のマナーや挨拶の習慣化を図ります。

【主な取り組み】

- 「隠岐の島町食育推進計画」に基づく食育の推進
- 母子手等交付時及びプレパパママ教室での生活・栄養指導
- 乳幼児健診時の生活・栄養指導
- 地域における健康教室(親子クッキング等)の開催

(3)若い世代(思春期～壮年期)の食育推進

1)調理体験の実施

本町の子も達は、学校卒業後一度は島外で生活することが多いのが特徴です。一人で生活するようになった時でも、自分で調理ができるように、基礎的な技術習得の場を提供します。

2)青壮年期の食生活改善教育の実施

青壮年期の年代にあたる保護者が参加する乳幼児健診や保育所の歯科教室等、子ども達の事業に併せて保護者の食習慣改善を図ります。また、事業所と連携し、健康相談の実施、事業所や若い世代が集まる場での展示や啓発を行い、食生活改善に向けての取り組みを強化します。

【主な取り組み】

- 親世代への教育(プレママプレパパ教室、離乳食教室、保育所歯科教室)
- 子ども達への教育(ふれあい食体験、食育教室等)
- 個別栄養指導の実施(乳幼児健診、個別訪問)

(4)地産地消の推進

1)地場産物を活用した給食の提供

給食の食材として安心・安全な地場産物を活用することにより、旬の食材を知り、新鮮な食材をおいしく食べる活動に繋がります。特に、地元の高齢者が作る作物を給食に利用することで、顔のみえる生きた教材にします。

2)生産体制や集荷体制の整備

大量給食施設での地場産物使用率を上げるためには、生産体制や集荷体制の整備が急務です。生産者や流通・販売業者と行政が連携しながら現状の分析や課題

の整理を行い体制整備に取り組み、また、規格外の農産物でも気軽に販売につながる流通環境の整備が必要です。

【主な取り組み】

- 保育所等において「食育の日」を設定し、郷土料理等を提供
- 学校給食において「ふるさと給食の日」を設定し、郷土料理等を提供
- 地場産物の流通環境の整備

(5)各関係機関・団体等の連携強化

1)食育情報の発信

食育の推進に向けて、ホームページや広報を利用し、栄養・健康情報や地産地消の推進のための情報、環境保全に向けた情報等の発信を実施します。また、多くの人の目に触れるような飲食店や公共機関等に、展示や掲示をする等食育の推進に向けて普及啓発に努めます。

2)ネットワークづくりの推進

ボランティアや保育所等・学校・民間事業者・JA しまね・JF しまね等の地域の食育に関わる様々な機関が連携を図り、地域の環境を十分生かした食育活動ができるように支援します。さらに、各機関が実施する食育活動の情報を収集しながらネットワークづくりを進めます。

3)ボランティア等の活動支援

食育を推進するボランティア団体等が行っている料理教室等の体験活動や食生活改善の啓発活動が広く展開されるよう支援します。また、食育活動を行う人材の発掘と活用を促進します。

【主な取り組み】

- ホームページや町広報への食育情報の掲載
- 飲食店や公共施設等での展示・掲示の実施
- 隠岐の島町健康づくり推進協議会「食生活部会」における関係機関との連携
- 隠岐の島町食生活改善推進協議会への支援

4. 高齢者福祉の充実

(1)健康づくりの推進

健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要である

ため、健康増進法に基づき実施している健康教育等の事業を実施する部署と連携を図るとともに、スポーツや健康づくりに無関心な層や、健康づくりの必要性を感じているものの行動に移せない高齢者などを対象として、健康増進の取り組みを支援します。

【主な取り組み】

- はつらつサロン・高齢者サロン事業の実施
- 隠岐の島町らくらくエクササイズ事業の実施

(2)介護予防の推進

要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防の取り組みを推進します。また、介護保険制度の改正により平成27年度からは、新しい「介護予防・*日常生活支援総合事業」が開始され、多様な生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支えあい体制づくり、介護予防の推進等を図るために、*地域包括ケアシステムの構築に向け取り組みを推進します。

【主な取り組み】

- 地域包括ケアシステムの構築
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- はつらつサロン・高齢者サロン事業の実施
- 認知症予防対策の強化充実

(3)高齢者の社会参加活動の促進と生活支援の充実

高齢者の閉じこもり防止や健康増進、生きがいづくりを図るため、老人クラブ活動等を支援します。また、地域での支えあいなどの生活支援の取り組みについて推進するとともにボランティアの育成を図ります。

【主な取り組み】

- 隠岐の島町老人クラブ連合会活動の支援
- 生活支援活動の推進とボランティアの育成

(4)高齢者サービスの充実

1)身近な相談や支援体制の充実

①身近な相談窓口・サービス調全体制の充実

地域包括支援センターで実施している介護保険事業をはじめとした高齢者

<p>日常生活支援総合事業 ・市町村の判断により、要支援者と*二次予防事業対象者に対する切れ目のないサービスの提供や虚弱・引きこもりなど介護保険利用に結び付かない高齢者への円滑なサービスの導入など利用者の視点に立った柔軟なサービス対応が可能となるサービス</p>	<p>二次予防対象者(特定高齢者) ・二次予防対象者把握事業により把握された、要支援ないし要介護状態になるおそれのある高齢者</p>	<p>地域包括ケアシステム ・高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、介護保険制度などによる公的サービスのみならず、地域の様々な活動などの多様な社会資源を効果的に活用して、行政・関係機関等・地域が連携して高齢者を包括的および継続的に支援すること</p>	<p>用語説明</p>
---	--	---	--------------------

の総合相談支援体制を維持し、充実を図ります。高齢者虐待に関しては、迅速に対応します。また、認知症高齢者に係る相談支援は、認知症初期集中支援チームにおいて対応します。

②家族介護教室や介護者の支援

認知症のご家族を介護している方同士の交流を図るとともに、専門家によるアドバイスや学習会を開催し、支援を図ります。

③* 権利擁護の相談窓口の設置

高齢者の金銭管理や在宅生活を支援するため、* 成年後見制度や* 日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職及び関係機関で組織する「おき後見ネットワーク」等の活動を支援します。

④関係機関との連携強化

保健・医療・福祉などニーズに応じた支援が図れるよう、行政、医療機関、介護保険事業者、社会福祉協議会、民生児童委員等との連携を強化します。

⑤介護人材の確保

介護サービスに係る慢性的な人材不足に対し、関係機関と連携を図り人材確保に努める。

【主な取り組み】

- 地域包括支援センター事業の充実
- 成年後見制度等の活用の促進
- 地域包括ケア推進協議会、地域連絡会の開催
- 介護人材の確保

2)在宅自立生活の支援

①* 緊急通報システムの導入支援

在宅の高齢者世帯等が緊急通報サービス（民間事業者）を利用するにあたり、機器設置に係る費用の一部を助成し、導入を支援します。

②見守りサービスの充実

要介護・要支援認定を受ける高齢者等の見守り活動と食生活を支える配食サービスの充実を図ります。自治会等の組織や訪問系事業者とのネットワークを構築し、連携を強化します。

権利擁護	成年後見制度	日常生活自立支援事業	緊急通報システム	用語説明
・自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者・障がい者等の権利やニーズの表明を支援し代弁すること。	・成年に達していても、病気が障がいにより十分な意思決定能力を持たない人について、第三者の関与を受けることにより、その人の自己決定権を尊重しながら、障がいの程度や残された能力に応じて法律上の権利を制限し後見していく制度	・介護保険等の福祉サービスを利用したいけど、利用の仕方が分からない、いろいろなお金の支払いに自信がない、通帳や権利書の管理が心配など、このようなことで、お困りの方が、住み慣れた地域で自立して生活できるように援助する事業	・一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯及び重度障がい者のみの世帯が、火災等の緊急時に迅速かつ適切な対応をするための、民間企業のサービスのこと	

③移送サービスの充実

高齢者のみ世帯等の買い物や通院等で単独では、公共交通機関の利用が困難な場合の移動手段を確保するよう、移送サービスの充実を図ります。

④生活支援サービスの充実

高齢者のみ世帯等の買い物やゴミ出しなどの家事支援サービスを充実します。

【主な取り組み】

- 緊急通報装置設置費の助成
- 見守りサービスの実施
- 移送サービスの実施
- 生活支援サービスの実施

3)在宅介護支援体制の充実

①介護用品支給券の支給

在宅で要介護4・5の方を介護する家族の負担を軽減するため、介護用品支給券を発行し、経済的支援を行います。

②日常生活用具貸与事業の実施

急な身体の状態の変化により支援が必要となった方に対し、介護用品を貸出し支援します。

③成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見人等への報酬の支払いが困難と認められる高齢者等について費用を助成することにより、制度利用を支援します。

④高齢者緊急時短期入所・訪問介護員派遣事業の実施

要介護認定を受けていない方が急に短期入所やヘルパー派遣のサービスが必要となった場合、それらのサービスを提供し支援します。

⑤在宅介護困難事例への対応強化

困難事例への対応は、迅速に専門職・関係機関が連携し対応します。

【主な取り組み】

- 地域支援事業の充実
- 成年後見制度利用支援事業の実施

4)高齢者の住まいの確保

①住宅改修による住環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するために、介護保険制度の住宅改修費支給制度等を活用した段差の解消や手すりの設置などの住

宅改修の普及を図ります。

②高齢者向けの「住まい」の検討

介護を必要とする高齢者の生活を支える*ケアハウス等、高齢者向けの「住まい」の計画的な整備を検討します。

【主な取り組み】

- 介護保険住宅改修費支給制度の利用促進
- ケア付き高齢者専用住宅等の整備の検討

(5)老人福祉施設等の整備

1)多様な施設の確保

①養護老人ホーム

家族や住居の状況及び経済的な理由により、在宅では、生活が困難な養護を必要とする方が入所しています。

②特別養護老人ホーム

自宅では、介護が困難な要介護3～5の方が入所し、日常生活介護や療養上の世話を受けるものです。

③地域密着型(認知症対応グループホーム、小規模多機能居宅介護施設)

住み慣れた地域での生活を望む方のため、介護保険事業計画により、認知症対応型共同生活介護施設や小規模多機能型居宅介護施設等の整備が図られています。

④高齢者生活福祉センター

6か月間の短期的な入所が主な利用目的であります。介護老人福祉施設や養護老人ホーム等への入所待ちなど利用の理由も多様になっています。

【主な取り組み】

- 老人福祉施設等の整備及び機能の充実

5. 障がい者福祉の充実

(1)障がいのある方の自立と社会参加の支援

1)相談支援体制の充実

①総合的な相談窓口の充実

障がいのある方やその家族のニーズに対応するため、相談支援事業所と連携し、相談支援体制の強化を図ります。

②地域における相談支援

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、民生児童委員や障がい者相談員と協力し、身近な相談支援体制の整備を図ります。

③療育体制の充実

乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援をするため、保健、福祉、教育の関係機関が連携し、支援体制の整備を図ります。

【主な取り組み】

- 指定特定相談支援事業所とサービス提供事業所等との連携強化
- サービス利用計画の充実
- 民生児童委員、障がい者相談員との連携強化
- 早期からの一貫した療育支援体制の整備

2)福祉サービスの充実

①在宅福祉サービスの充実

障がいのある方が地域の中で安心して生活していくため、個々に応じたサービスの提供をします。また、長期入院や施設入所から地域生活への移行ができるよう、グループホーム等の居住場所の確保に努めます。

②施設福祉サービスの充実

自宅やグループホーム等で地域生活の継続が困難なため、施設入所の希望する方について、障がいの状況等を把握し、本人の意向に沿うように努めます。

③各種制度の活用促進と権利擁護の推進

障がいのある方が、地域において自立した生活が送れるよう、経済面や生活面の支援に努めます。

権利擁護に対する意識啓発事業の一層強化するとともに、人権に関する相談や問題解決に適切に対応できる支援体制の整備に努めます。

虐待を受けた障がいのある方及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整等の必要な援助を行います。

【主な取り組み】

- 福祉サービスの提供
- 福祉用具・機器の給付
- 障害基礎年金をはじめとする各種障がい者手当の制度周知
- 日常生活自立支援事業、成年後見制度体制の整備
- 障がい者虐待防止対応体制の充実

3)就労への支援

①雇用の促進と安定

町内の企業に対して、ハローワーク等関係機関と連携・協力し就労の場の確保や雇用に係る助成制度等の周知に努めます。また、就労後の定着と生活を支援し、障がいのある方の自立を促進します。

②福祉的就労の充実

一般企業等への就労が困難な方に、就労に必要な知識や能力の向上のため、必要な訓練等の場を提供します。「隠岐の島町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がいのある方の経済的自立を促進するため、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進します。

【主な取り組み】

- 就労関係機関との連携強化
- 福祉的就労の場の充実

4)スポーツ・文化活動への参加促進

①スポーツ活動の参加支援

障がいのある方が、スポーツ活動を通じて、心身の健全化や生き甲斐づくりの一助となるよう各種大会等への参加を支援します。

②文化活動の振興

地域の中で活動できるようなサークル活動や健康福祉祭等の本町が実施する事業へ障がいのある方の参加等を促進する等、障がいの種別や有無にこだわらない文化活動の支援するため、関係団体と連携を図ります。

【主な取り組み】

- 島根県障がい者スポーツ大会の参加支援
- 各種事業や公民館活動の参加促進
- 余暇活動支援のためのボランティア等関係団体との連携

(2)ともに支えあう地域づくりの推進

1)啓発活動・広報の推進

①啓発活動の推進

町民一人ひとりが、障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることができるよう啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し「あいサポーター」の普及に取り組みます。

②学習障がい等の発達障がいへの理解の促進

発達障がいのある方が地域で自立し生活するためには、早い段階で本人や家族の気づきや障がい受容、周囲の理解と協力が重要であることから、発達障がいに関する啓発や情報提供を推進します。

③ふれあい活動を通じた理解の促進

障がいのある方が自治会・区や地域の様々な活動団体が実施する地域活動に参加できる機会をつくとともに、その地域活動へ参加するためのサポーター確保などの体制づくりを促進します。

【主な取り組み】

- 障がいに対する理解促進に向けた広報・啓発活動の推進
- 発達障がいのある方への支援体制の充実
- 地域における各種イベントへ障がいのある方の参画促進

2)生活環境の充実

①住宅・施設の整備

公共施設の建設や改修にあたり、障がいのある方の意見を反映し、利用しやすい施設となるよう整備に努めます。

②道路・交通機関の整備

障がいのある方が利用しやすいよう、安全で快適な歩行空間の整備に努めます。また、低床バスやノンステップバス等障がいのある方に配慮した車輛の導入に努めます。

【主な取り組み】

- 住宅・建築物のバリアフリー化の推進
- 道路・公共交通機関等のバリアフリー化の推進

6.低所得者・生活困窮者への支援

(1)就労支援の充実

1)生活保護受給者に対する就労支援の充実

①巡回相談への参加促進

ハローワークによる月1回の巡回相談(福祉事務所内)への参加を促し、意欲喚起等を図りながら、同行支援を含めた就労支援を行います。

②ハローワークとの連携

ハローワークと連携を図りながら、保護受給者に対し、就職活動にあたって

必要な情報(履歴書の書き方や求人情報)を提供します。

【主な取り組み】

- ハローワークによる巡回相談(月1回)への参加喚起
- ハローワークとの連絡調整会議の開催

(2)生活困窮者を把握する仕組みづくり

1)生活困窮者を把握する仕組みづくり

- ①現在、庁内関係部署と社会福祉等関係機関による「生活困窮者自立相談支援ネットワーク会議」を開催していますが、必要なニーズが存在しているにも関わらず、十分に把握できていない可能性もあることから、さらなる生活困窮者把握に向けて取り組みます。
- ②これらネットワーク会議構成組織にとどまらず、民生委員・児童委員等の地域ネットワークや近隣住民等による * インフォーマルな見守り活動と連携し、生活困窮者把握に努めます。

【主な取り組み】

- 生活困窮者自立相談支援ネットワーク会議の充実・拡充

(3)生活困窮者自立相談支援窓口の充実・強化

1)自立相談支援窓口の充実強化

①支援調整会議の連携・強化

支援調整会議において * 自立相談支援機関と福祉事務所、ハローワークの三者は、支援プランを策定する上で重要な役割を担っています。特に、この三者は、緊密な連携体制が必要であることから情報共有など連携の強化に努めます。

②相談員・就労支援員の資質向上

生活困窮者の多くは複合的な課題を抱えており、これらの課題を解決するためには、地域において相応の包括的な支援策を用意することが必要です。このため、自立相談支援機関に対し、国が実施する研修への参加はもとより組織内での自主的な研鑽を行うよう支援・指導し、職員の専門的資質の向上に努めます。

- ③上記について取り組む中で、国が示す目安値である「(Ⅰ)新規相談件数人口10万人あたり20件/月」「(Ⅱ)プラン作成件数 人口10万人あたり10件/月」を達成します。

インフォーマル(サービス)

・近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のことをいう。公的機関が行う制度に基づいた社会福祉サービスをフォーマルサービスと呼ぶが、その対語として使われる

自立相談支援機関

・生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行い、支援プラン等の支援を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関を自立相談支援機関という

用語説明

【主な取り組み】

- 生活困窮者自立相談支援窓口の充実・強化

7. 地域福祉の充実

(1) 地域福祉が推進できる環境づくり

1) 福祉教育の推進

地域や学校などで、すべての町民の自立や社会参加を妨げることをないよう、人権についての正しい理解と認識を深める、福祉教育・学習活動を推進し、偏見・差別のない環境づくりを目指します。

2) 町民参加の促進

地域交流活動や各種イベント等への参加の呼びかけを行い、地域福祉活動への自主的な参加、協力を努めます。また、参加しやすい環境づくりに努め、地域の方への参加促進を図ります。

3) 情報提供の充実

行政や社会福祉協議会が実施する研修会や地域活動の情報を積極的に提供します。

【主な取り組み】

- 学習会、福祉教育に関する研修会の開催
- 自治会等の学習会などへの積極的参加の働きかけ
- 地域交流活動への参加の呼びかけ・参加促進
- 広報・ホームページ等を活用した広報の推進
- 福祉関連のフォーラム等の開催

(2) あんきに暮らせるまちづくり

1) 支援が必要な人の生活課題・ニーズの発見、把握の仕組みづくり

① 相談・支援体制の充実

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるためには、生活に関わる問題が身近なところで相談でき、適切な福祉サービスを利用できることが重要です。

また、生活環境の変化や地域コミュニティの弱体化といった社会的背景に加え、ひきこもり・DV など町民のニーズはより多様化・複雑化していることから、適切な情報やサービスの提供に繋がっていくよう、相談・支援体制を充実させ、福祉サービスの向上が図れるよう取り組みます。

② 地域における福祉ニーズの把握

民生児童委員や自治会等関係団体と連携し、地域における福祉ニーズを把握するための体制づくりに努めます。

【主な取り組み】

- 保健・福祉相談窓口の連携と充実
- 社会福祉協議会及び民生児童委員協議会との連絡会等の開催
- 自治会等、行政及び関係機関との意見交換会の開催

2)福祉サービスの質の向上と多様な福祉サービスの提供

①判断能力に不安のある人に対する福祉サービスの利用支援の推進

多くの福祉サービスが措置から契約へ移行したことに伴い、利用者と事業者が対等な立場で契約するようになりましたが、判断能力に不安のある方が適切に福祉サービスを利用できるよう支援します。

②利用者の苦情解決に対する仕組みづくり

安心して福祉サービスを利用できるよう、利用に際して不利益な扱いを受けた場合の窓口設置など苦情解決の仕組みを充実します。

③福祉従事者の資質の向上

福祉サービス事業者に対し、福祉専門職員の資質向上のための各種研修会等への積極的な参加を働きかけます。

【主な取り組み】

- 日常生活自立支援事業の推進
- 成年後見制度の活用
- 福祉事業所等による苦情相談窓口の設置
- 福祉事業所による職員資質向上に向けた研修会等の開催

(3)支えあいの地域づくり

1)地域にあった支えあいの仕組みづくり

①自治会等活動への支援

本町においても、近隣との繋がりが希薄化し、地域に対する関心が薄らいでいる地区も見受けられます。

地域で支援の必要な人を早期に発見し把握するために、情報共有と情報交換が円滑になされる地域ネットワークの推進に努めます。また、地域コミュニティの活性化を図る交流活動を推進します。

②地域福祉の推進役の育成

地域福祉の推進にあたり、それを担う人材の発掘や育成が重要であり、意欲

のある方々に対し様々な活動に参加できる環境整備が必要です。気軽に参加してもらえるボランティア研修等に関係機関との連携により支援します。

また、その活動等を支援するコーディネート機能の充実を図ります。

【主な取り組み】

- 地域福祉自主組織の育成と支援
- 地域交流活動（ふれあい、いきいきサロン事業等）の支援
- ボランティアセンター等の機能強化
- ボランティア人材の発掘、育成
- * 地域福祉コーディネーターの育成

2)地域力を高めるまちづくり

①社会福祉協議会の機能強化・活動支援

社会福祉協議会は、地域住民を主体とした福祉活動を推進するとともに、行政から公的な福祉事業を受託するなど、公共性の高い社会福祉法人として活動してきた実績があります。

これらの実績を踏まえ、地域福祉の一層の推進を図るため、本町における地域福祉活動の核として位置づけ機能強化を図るとともに、支援を行います。

②地域住民による見守り、助け合い活動の推進

近隣での支えあいを強化・推進するため、町民主体の地域ネットワークによる日常的な取り組みの支援や民生児童委員活動を基盤とした地域福祉活動の拡充を図ります。

【主な取り組み】

- 社会福祉協議会の機能強化・活動支援
- 地域での支えあいや見守り、助け合い活動支援
- 民生児童委員協議会の活動支援

3)地域での緊急時・災害時の救援体制の確立

①災害に備えた体制の整備

災害発生時の被害を最小限にとどめられるよう自主防災活動を支援し、その活動を推進します。また、町及び防災機関は、災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、隠岐の島町地域防災計画に基づき「災害に強いまちづくり」を目指します。

②避難行動要支援体制の整備

* 避難行動要支援者名簿等を活用しながら、関係機関と情報共有を図り、

地域福祉コーディネーター	避難行動要支援者名簿	要配慮者	用語説明
・住民の日常生活圏域としての小地域を主な活動の場とし、地域における個別支援とその基盤としての生活支援システムづくり、地域で問題を解決していくしくみづくりを進める役割を担う方	・避難行動要支援者対策で、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿	・平成25年6月制定の災害対策基本法で「要援護者」に代わって「要配慮者」を同様の意味で用いている。要援護者とは、災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を必要とする人々をいう	

* 要配慮者が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時の支援体制づくりに努めます。

【主な取り組み】

- 災害時における連携した支援体制の構築
- 避難行動要支援者避難計画の推進
- 災害救援ボランティアセンターの設置

8. 子育て支援の充実

(1) 健やかに産み育てる環境づくり

1) 安全安心な妊娠出産への支援

安全安心な妊娠出産の支援として、一般不妊治療の医療費助成の継続、並びに妊娠届出時の相談の充実、助産師との連携によるハイリスク妊婦への支援、父や母になるための準備教育と孤立感の軽減として交流の場を提供します。また、産婦人科医及び小児科医の常勤体制や緊急輸送体制、島外出産が必要となった妊婦が安心して出産できる体制を継続します。

2) 育児不安の軽減と虐待防止

新生児訪問や健診の機会を通じ、育児不安を抱える親などを早期に発見するとともに、育児サロンへの勧奨や子育てに関する助言など、個々に応じたきめ細かい対応をするため関係機関との連携を強化します。また、虐待の背景は、子どもの育てにくさや生活困窮など多岐にわたることから、切れ目ない総合的な支援が必要です。隠岐の島町* 要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待に関する広報・啓発活動の推進と関係機関との協力体制を継続します。

3) 健やかな発育・発達と基本的な生活習慣の確立

乳幼児健診や年中児健診、歯科教室等を通じて、発達段階に応じた好ましい生活習慣の確立に向けた支援を実施しています。また、食を通じて豊かな心身の育成に努め、子どもや家庭が正しい生活習慣を身に付ける事ができるよう支援を継続します。

4) 思春期保健の推進と相談体制の充実

思春期は、子どもから大人への過渡期であり、様々な問題が生じます。子どもの不登校、いじめ、問題行動など個々の実態に応じた支援を図るため、関係機関と連携し、相談体制・指導の充実に努めます。また、本町においては、神事等でお酒を口

要保護児童

・保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

用語説明

にする機会が多い現状があります。学童期・思春期における飲酒喫煙防止・薬物乱用防止教育の実施と、環境づくりに向け地域への啓発活動に努めます。

【主な取り組み】

- 健康管理の支援（妊婦健診・プレママプレパパ教室）
- 一般不妊治療の医療費助成
- 新生児・乳幼児訪問
- 乳幼児健診の実施（乳児健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診）
- 児童虐待防止のための相談体制の推進・ネットワークの構築
- 保育所等と連携した歯科教室・年中児健診
- 食育（ふれあい食体験・食育教室等）
- 思春期保健の推進（性教育・飲酒喫煙防止・薬物乱用防止）
- 不登校・いじめ・問題行動への対応ひきこもり等への支援
（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育支援センター）

(2)子育て家庭を支援する体制づくり

1)子育て支援の充実

子育てに関する不安や孤立感を緩和し、安心して子育てできるよう、子育て支援センターを開設し、育児相談や交流の機会を設けています。保育所(園)では、子育てサロンや園庭の開放を通じ支援を行っています。相談体制の充実を図るとともに、子育て支援センターについては、子育て世帯のニーズを把握し、療育機能も加味した体制になるよう検討を進めます。

2)子どもの健全育成

社会情勢の変化により、地域で安全に遊ぶ環境や、機会が少なくなっています。さらに、インターネットの普及により心身の健康面での問題が懸念されます。本町では、親の就労などの理由で、昼間保護者が家庭に居ない児童を預かる「放課後児童クラブ」や公民館や学校を中心とした「放課後子ども教室」等により、支援を行っています。しかし、各事業の人材や居場所の確保が難しい現状があります。地域において子どもが自由に遊び、安全に過ごすことのできる体制の確保や運営方法について検討します。

3)ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭については、経済面・養育面で不利な状況に陥りやすく、そのため必要な教育を受けることが困難な状況に繋がることがあります。本町では、18歳未満の児童が属する世帯の10%がひとり親世帯で、近年増加傾向にあり

ます。母子・父子家庭の生活支援に向けた相談体制の充実や、就学や就労に向けた施策の周知、生活困窮者セーフティネット（あんしんセンター）との連携など環境づくりに努めます。さらに、1ターン・Uターンの子育て世帯については、ニーズの把握を行い、必要なサービスが円滑に利用できるよう関係機関と連携して支援体制を整えます。

【主な取り組み】

- 子育て支援センター事業・子育てサロン事業
- * 放課後児童クラブ・* 放課後子ども教室
- ひとり親家庭等への支援(相談体制・施策の周知)

(3)仕事と子育ての両立支援

1)保育サービスの充実

核家族化や共働き家庭の増加に伴い、仕事と子育ての両立が課題の一つとなっています。本町では、子ども子育て支援制度に基づき保育・教育の必要性を認定し、保育所(園)・認定こども園の利用調整を図っています。今後も、仕事と子育ての両立のため、安心して子どもを預けることができるよう安全・良質な保育の確保と特別保育事業の実施に努めます。

2)子育てしやすい環境づくりへの支援

子育てしやすい職場環境づくりのためには、事業所の子育て支援体制の充実を推進する必要があります。また、男女がともに家庭における役割を担うことの意識啓発も必要です。今後、男女共同参画社会に向けた啓発活動の推進と、子育てしやすい体制づくりの意識改革を進めるため、関係機関と連携し、事業主に対して子育てに関する情報提供や啓発活動を行います。さらに、地域における育児の相互援助として、ファミリー・サポート・センターの周知や、利用促進に向け関係機関との連携の強化に努めます。

【主な取り組み】

- 保育所(園)・認定こども園の保育環境の整備
- 特別保育事業の実施
(休日保育・延長保育・障がい児保育・一時預かり・病後児保育等)
- * ファミリーサポート事業
- 男女共同参画社会に向けた啓発活動の推進
- 子育て支援について事業所等への情報提供

(4)子育てを支援する教育環境の推進

1)子どもの生きる力の育成

次世代を担う子ども達に、将来生き抜いていく力を育むためには、学力や知識・技能、学ぶ意欲など確かな能力を身につける事が重要です。本町では、学校と家庭が連携し、学力向上に取り組むとともに、学校図書館に司書・図書ボランティアを配置し、教育環境の充実にも取り組んでいます。また、ふるさとに誇りをもつ児童生徒の育成のため、地域の豊かな資源を活用したふるさと教育を推進しています。

今後も、地域との連携により、一人ひとりに応じたきめ細かい指導体制を継続しながら、子どもの生きる力の育成に努めます。

2)障がい児への自立支援

障がいのある子どもや家庭に対して、乳幼児健診の機会や保育所との連携により、早期発見や相談の支援を行っています。また、長期療養児の訪問や、養護学校等療育の関係機関の協力を得て個別・集団で対応する機会を設けています。保育所・学校における子どもの発達段階に応じた保育や教育の充実のため、きめ細かい療育支援体制の構築と、学校卒業後に向けた適切な支援のため、事業所や地域のネットワークの強化に努めます。

3)家庭や地域の教育力の向上

望ましい人間関係の構築を目指し、「わいらの島の子育て協働プロジェクト事業」として、地域の教育力を生かした子どもを育てる活動や、親が子育てに関して一緒に考える場を設けています。社会福祉協議会のボランティア推進活動との連携や公民館等の事業を通じ、地域で子どもを育てる意識の啓発と、ネットワークの充実に努めます。

【主な取り組み】

- 学力向上対策事業
- ふるさと教育の推進
- 障がい児支援の充実
- 多様な体験活動の推進(社会教育事業・公民館活動)
- わいらの島の子育て協働プロジェクト事業

(5)子育てを支援する環境の整備

1)子育て世帯への経済的支援

子育て世帯の経済的支援として、県の乳幼児医療費制度を義務教育終了まで延長し、子ども医療費制度として支援しています。また、保育料については、国の基準

額以下に保育料設定をするとともに、多子世帯に対しても負担軽減を実施していますが、今後も子育て世帯の経済的支援として、さらなる保育料の軽減や、多子世帯やひとり親世帯の負担軽減について検討します。

2)良好な子育て環境の整備

子育てしやすい環境として、遊び場の充実が求められています。公共施設においては、ベビーシートや小児用トイレの設置などの整備に努めてきましたが、今後は、自然を体験する遊び場や室内で利用できる遊び場の整備について、管理体制を含め検討します。

3)安全・安心なまちづくり

子どもの安全を守るため、地域における交通安全意識の高揚や交通安全マナーの向上を図る必要があります。また、子ども達が犯罪に巻き込まれないようにするためには、地域ぐるみの防犯活動など、犯罪のおきにくい状況・環境を作りだすことが重要です。交通安全対策協議会及び島後地区防犯連絡会との連携を強化し、子どもの安全安心の確保に努めます。

【主な取り組み】

- 子育て世帯の経済的支援の拡充(保育料・医療費等)
- 多子世帯・ひとり親世帯への経済的支援の検討
- 遊び場の整備検討(隠岐の自然体験・室内の遊び場)
- 交通安全対策協議会及び島後地区防犯連絡会との連携

隠岐の島町総合保健福祉計画 体系図

『支えあい(愛)、笑顔あふれる隠岐の島』

【基本理念】

○みんなが健やかで心豊かに暮らせるまち

【基本目標】

○心行き交い生涯いきいきとあんなに暮らせるまち

○笑顔で子育てできるふれあいのまち

地域医療の充実	健康づくりの推進	食育の推進	高齢者福祉の充実	障がい者福祉の充実	低所得者・生活困窮者への支援	地域福祉の充実	子育て支援の充実
【基本事業】 (1) 医療従事者の確保 1) 医師を確保する施策 2) 看護職員を確保する施策 (2) かかりつけ医師の普及 1) かかりつけ医の普及 2) 在宅医療の充実 (3) 在宅医療を支える体制の構築 1) 在宅療養を支える体制の構築 (4) 1次・2次医療機関の充実と救急体制の維持 1) 1次医療機関の充実 2) 2次医療機関の充実と救急体制の維持	(1) 健康づくりのための体制整備 1) 隠岐の島町健康増進実施計画の策定及び推進 2) 健康づくりに関する情報提供 3) 関係機関と連携した健康づくりの推進 4) 健康づくり組織の育成、支援 (2) 疾病予防及び重症化予防の普及 1) ライフステージに沿った健康教育の普及 2) ハイリスク者への保健指導の実施 3) 病態別健康教育の実施 4) 感染症の予防 5) 歯科保健の推進 6) 禁煙、分煙対策の推進 7) こころの健康づくりの推進 (3) 疾病の早期発見、早期治療の推進 1) 母子健康法に基づく乳幼児健診の実施 2) 各種がん検診の実施 3) 各種検診の受診勧奨の強化 4) 受診しやすい体制づくり 5) 受診後のフォローの充実	(1) 家庭での食育の推進 (2) 若い世代(思春期～若年期)の食育推進 1) 調理体験の実施 2) 若年世代の食生活改善教育の実施 (3) 地産地消の推進 1) 地場産物を活用した給食の提供 2) 生産体験や集荷体制の整備 (4) 各関係機関・団体等の連携強化 1) 食育情報の発信 2) ネットワークづくりの推進 3) ボランティア等の活動支援	(1) 健康づくりの推進 (2) 介護予防の推進 (3) 高齢者の社会参加活動の促進と生活支援の充実 (4) 高齢者サービスの充実 1) 身近な相談や支援体制の充実 2) 在宅自立生活の支援 3) 在宅介護支援体制の充実 4) 高齢者の住まいの確保 (5) 老人福祉施設の整備 1) 多様な施設確保の充実	(1) 障がいのある方の自立と社会参加の支援 1) 相談支援体制の充実 2) 福祉サービスの充実 3) 就業への支援 4) スポーツ・文化活動への参加促進 (2) ともに支えあふ地域づくりの推進 1) 啓発活動・広報の推進 2) 生活環境の充実	(1) 就業支援の充実 1) 生活保護受給者に対する就業支援の充実 (2) 生活困窮者を把握する仕組みづくり 1) 生活困窮者を把握する仕組みづくり (3) 生活困窮者自立相談支援窓口の充実強化 1) 自立相談支援窓口の充実強化	(1) 地域福祉が推進できる環境づくり 1) 福祉教育の推進 2) 町民参加の促進 3) 情報提供の充実 (2) あんなに暮らせるまちづくり 1) 支援が必要な方の生活課題ニーズの発見、把握の仕組みづくり 2) 福祉サービスの質の向上と多様な福祉サービスの提供 (3) 支えあいの地域づくり 1) 地域にあった支えあいの仕組みづくり 2) 地域力を高めるまちづくり 3) 地域での緊急時・災害時の救援体制の確立	(1) 健やかに育み育てる環境づくり 1) 安全安心な妊娠出産への支援 2) 育児不安の軽減と虐待防止 3) 健やかな発育・発達と基本的な生活習慣の確立 4) 思春期保健の推進と相談体制の充実 (2) 子育て家庭を支える体制づくり 1) 子育て支援の充実 2) 子どもの健全育成 3) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 仕事と子育ての両立支援 1) 保育サービスの充実 2) 子育てしやすい環境づくりへの支援 (4) 子育てを支える教育環境の推進 1) 子どもの生きる力の育成 2) 障がい児への自立支援 3) 家庭や地域の教育力の向上 (5) 子育てを支える生活環境の整備 1) 子育て世帯への経済的支援 2) 良好な子育て環境の整備 3) 安全・安心なまちづくり

隠岐の島町総合保健福祉計画検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 この告示は、隠岐の島町の保健福祉の基本方針を示す総合保健福祉計画（以下「計画」という。）を検討するため、隠岐の島町総合保健福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号について検討し、町長に報告する。

- （1） 計画案の内容に関する事項
- （2） その他、目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員14名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 保健医療関係者
- （2） 福祉関係者
- （3） 行政機関関係者
- （4） その他町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する検討が終了し、町長に報告したときまでとする。ただし、任期中に欠員が生じた場合は、前条に掲げる区分によって委員を補充し、任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置くものとする。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長の推薦により定める。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 第3条第1号及び同条第2号に定める委員に報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年隠岐の島町条例第44号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合保健福祉計画所管課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年12月16日から施行する。

委員名簿

役職	備考
島後医師会 会長	1号
島根県歯科医師会隠岐支部 副支部長	1号
隠岐の島町健康づくり推進協議会 会長	1号
隠岐の島町食生活改善推進協議会 会長	1号
隠岐の島町老人クラブ連合会 会長	2号
島根県老人福祉施設協議会隠岐支部 会長	2号
隠岐の島町地域包括ケア推進協議会 会長	2号
隠岐の島町自立支援協議会 会長	2号
隠岐の島町民生児童委員協議会 会長	2号
隠岐の島町次世代育成支援実施検討協議会 会長	2号
社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会 事務局長	2号
隠岐保健所 所長	3号
隠岐広域連合立隠岐病院 事務部長	3号
隠岐広域連合 介護保険課長	3号



隠岐の島町総合保健福祉計画

(平成 28 年度～平成 37 年度)

発行年月日：平成 28 年 4 月 1 日

発行編集：隠岐の島町役場 福祉課・保健課

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 1 番地

TEL 08512-2-8561

FAX 08512-2-6630

E-mail fukushi@town.okinoshima.shimane.jp